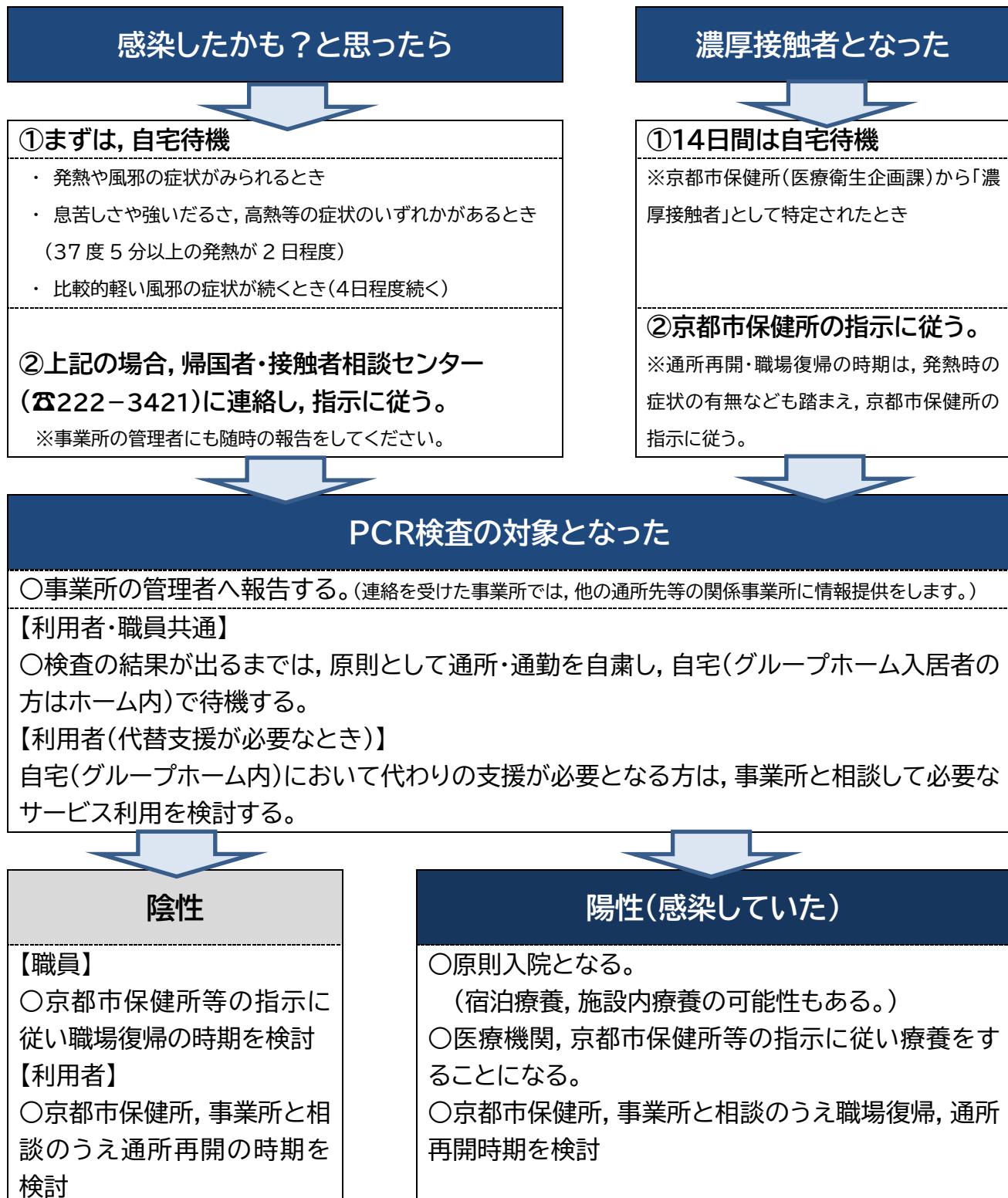


## 新型コロナウイルス初動対応(利用者・職員編)

- ・利用者についてはその家族、あるいは支援者等  
職員については、その家族等、感染に影響ある周囲の状況にも十分留意する
- ・コロナウイルスに関する最新情報の取得と可能な対応準備に努める
- ・事業所⇒利用者(家族)間の情報共有を意識・徹底し、感染拡大を防止する



## 新型コロナウイルス初動対応(事業所・管理者編)

- 利用者(グループホーム入居者), 職員の健康状況やその変化を毎日把握する。



- 発熱や風邪の症状が, 強いだるさ息苦しさがあれば「感染が疑われる者」と判断し, 当該者に対し当該日の通所を自粛するよう依頼する。



- 当該者から「帰国者・接触者相談センター」に連絡して指示を受けるように依頼する。

- 「帰国者・接触者相談センター」からの指示内容を事業所内で共有する必要があるため, 管理者へ随時報告をするよう依頼する。



### PCR検査の対象となった

- ①管理者は, 事業所内(連携医・嘱託医含む)で情報共有し, 組織的な対応を開始
- ②管理者は, 事業所の利用者(グループホーム入居者)及び家族に状況を情報提供する。
- ③関係事業所(※1)を特定し, 速やかに現状の情報提供(※2)をする。

※1自事業所の利用者(グループホーム入居者)が他に通所する先, 訪問系サービスの事業所, 相談支援事業所

※2利用者(入居者), 職員の場合いずれも同様の対応。別添「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供連絡票」を参考に適宜必要な内容を共有する。なお, 上記※1にかかるリストは事前に事業所において作成しておくことが望ましい。

Point!

- ④管理者は, 京都市障害保健福祉推進室へ所定の様式により報告する。

(様式掲載URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000272172.html>)

- ⑤管理者は, 当該者との「濃厚接触が疑われる者」を特定する。

※当該者と同室・長時間接触, 適切な防護なしに本人を診察・看護・介護したり, 気道分泌液等に直接接触した者

- ⑥居室・利用した共用スペースの消毒・清掃



### 陰性

- 関係事業所への情報提供と利用再開時期等の連絡調整をする。

- 京都市保健所の指示に従い通所・通勤の再開時期を検討

※最低14日間は「感染が疑われる者」として対応することになる。

- 京都市障害保健福祉推進室へ報告する。

### 陽性(感染していた)

#### 【原 則】

- 陽性の場合は原則入院となる。

- 医療機関, 京都市保健所の指示に従い療養をすることになる。

#### 【軽症者】

- 例外的に自宅(又はグループホーム内)でのケアあり。グループホームの場合は京都市保健所からのゾーニング, 消毒などの対応について指示に従う。